

# 日本における女性政治家の現状と課題

Women Leaders in Japanese Politics

山 口 裕 司

日本の政治の問題点は様々である。そのひとつは女性議員の少なさではないか。全世界の国会（下院ないし衆議院）における女性議員の比率を比較すると、1位はスウェーデンの42.7%、日本は7.3%で87位である。このデータは何を意味しているだろうか。男女共同参画社会を標榜する日本において、政治の舞台でこれほど女性の参加率が低いのは問題ではなかろうか。国民の半分以上が女性であるので、衆議院における女性議員の割合は低すぎる。こうした低さの原因は様々であろう。この論考では日本における女性政治家の現状を国と地方の二つのレベルで紹介する。次にこれほど日本で女性政治家が少ないのは何に原因があるのかを分析する。そして、日本に女性政治家を増やすにはどのような課題があるのかを検討する。その場合クオータ（割り当て）制の導入が不可欠であることが述べられる。最後に女性政治家が増えることのメリットを考察する。

キーワード：女性政治家、フェミニズム、欧州諸国、クオータ制、緑の党

## 目 次

- I はじめに
- II 女性政治家の現状
- III 日本の女性政治家の課題
- IV 女性政治家の増加のメリット
- V おわりに

## I はじめに

日本の政治の現状を見て気づくのは、やはり女性議員の少なさではないだろうか。いわゆる先進諸国では下院（衆議院）における日本の女性議員の割合は最低である。国政レベルに限らず、地方でも女性の割合は低いのが現状である。

日本女性の政治的・公的活動への参画状況を国連開発計画（UNDP）による人間開発に関する二つの指標でみてみるとどうなるだろうか（1997年数値）。人間開発指数（HDI）は世界175カ国中7位である。この指数は基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、平均寿命、教

育水準、国民所得などを用いて算出する。他方、ジェンダー・エンパワーメント測定（GEM）は世界94カ国中34位である。この指数は女性が積極的に政治生活や経済界などの意思決定の場に参画できているかどうかを測るものである。所得の割合、専門職・技術職、管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合などを用いて算出している。HDI値が先進国の平均を上回っているのに、GEM値は先進国の平均をはるかに下回り、大きく落ち込んでいる。「日本が基本的な人間の能力の開発という点では国際的に見てたいへんすぐれた状態であるのに、社会の中で女性の能力を發揮するチャンスがあまりに少ない」<sup>(1)</sup> ということを示唆している。

本稿の目的は、日本における女性政治家（議員）の少なさの現状とその課題を探ることにある。基本的には女性政治家が増えることが望ましいという立場から論を進めていきたい。なぜそれが望ましいかの根拠も最後に検討してみたい。

政治学では、女性政治家の増加という論点は、ニュー・ポリティクス論と関連してくる。女性の政治参加の度合いが高まる状況にある政治は「新しい政治（New Politics）」とみなされ「古い政治（Old Politics）」と対比される<sup>(2)</sup>。

## II 女性政治家の現状

### 1 日本の場合

2001年4月26日に発足した小泉内閣の女性閣僚は戦後最多の5名である。17名の閣僚に占める女性の割合は29%。森山真弓法務大臣、田中真紀子外務大臣、遠山敦子文部科学大臣、扇千景国土交通大臣、川口順子環境大臣である。しかし、女性閣僚の割合が30%に満たないのに、それでも戦後最多としてメディアで取り上げられること自体、日本の政治の現状を如実に物語っているといえないだろうか。

国会における女性議員の割合はどれほどであろうか。まず衆議院は定数480名で現在女性議員は35名である（7.3%）。参議院は定数247名で女性議員は38名（15.4%）。

地方自治体では、まず女性知事は現在3名いる。2000年2月に太田房江大阪府知事、同年4月に潮谷義子熊本県知事、2001年3月に堂本暁子千葉県知事、がそれぞれ誕生した。女性知事がなかなか誕生しない時代が長かったが、2000年から立て続けに女性知事が誕生した。しかし47都道府県でまだ3名の女性知事しかいない。2000年末の時点で、知事や市町村長など女性首長は全国でわずか9名、女性地方議員は全国で3,982名（6.3%）、そのうち都道府県議は159名、市区町村議は3,823名である。

ちなみに、全国の自治体のなかで、女性議員の割合が最も高いのは、2001年4月の時点で、大阪府の島本町議会である。定数18名のうち8名が女性（44%）。次に多いのが兵庫県淡路町議会（42%）、神奈川県葉山町議会（39%）の順である。

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口裕司）

### 2 世界の現状

では、こうした日本の現状は他国との比較からはどう映るのだろうか。内閣府のホームページで世界178カ国の上院（参議院）と下院（衆議院）における女性議員の割合のランキングが紹介されている<sup>(3)</sup>。このデータは2001年10月12日時点のものである。

表1 女性国会議員の割合（ベスト20）

順位	国名	下院			上院				
		選挙年月	全議員数	女性議員数	女性議員比率	選挙年月	会議員数	女性議員数	女性議員比率
1	スウェーデン	1998年9月	349	149	42.7	—	—	—	—
2	デンマーク	1998年3月	179	67	37.4	—	—	—	—
3	フィンランド	1999年3月	200	73	36.5	—	—	—	—
4	オランダ	1998年5月	150	54	36.0	1999年5月	75	20	26.7
5	ノルウェー	2001年9月	165	59	35.8	—	—	—	—
6	アイスランド	1999年5月	63	22	34.9	—	—	—	—
7	ドイツ	1998年9月	669	207	30.9	不明	69	17	24.6
8	ニュージーランド	1999年11月	120	37	30.8	—	—	—	—
9	モザンビーク	1999年12月	250	75	30.0	—	—	—	—
10	南アフリカ	1999年6月	399	119	29.8	1999年6月	89	17	31.5
11	スペイン	2000年3月	350	99	28.3	2000年3月	259	63	24.3
12	キューバ	1998年1月	601	166	27.6	—	—	—	—
13	オーストリア	1999年10月	183	49	26.8	不明	64	13	20.3
14	グレナダ	1999年1月	15	4	26.7	1999年1月	13	1	7.7
15	アルゼンチン	1999年10月	257	68	26.5	1998年12月	72	2	2.8
16	ブルガリア	2001年6月	240	63	26.2	—	—	—	—
17	トルクメニスタン	1999年12月	50	13	26.0	—	—	—	—
17	ベトナム	1997年7月	450	117	26.0	—	—	—	—
18	ルワンダ	1994年11月	74	19	25.7	—	—	—	—
19	ナミビア	1999年11月	72	18	25.0	1998年11月	26	2	7.7
20	オーストラリア	1998年10月	148	35	23.6	1998年10月	76	23	30.3
36	イギリス	2001年6月	659	118	17.9	不明	666	104	15.6
49	アメリカ合衆国	2000年11月	435	61	14.0	2000年11月	100	13	13
59	フランス	1997年5月	577	63	10.9	2001年9月	321	35	10.9
87	日本	2000年6月	480	35	7.3	2001年7月	247	38	15.4

2001年10月12日現在

表1を見ると、国会での女性議員の比率の高い国々がわかる。一位はスウェーデンで、以下、デンマーク、フィンランド、オランダ、ノルウェー、アイスランド、ドイツ、ニュージーランド、モザンビーク、南アフリカの順である。スウェーデンは現在世界一女性議員の割合が高く（42.7%）、この国を含め北欧諸国に共通するのが女性議員の多さである。

一方、先進諸国といわれる国々はどのようなランクにあるのだろうか。いわゆるG8の諸国に関しては、ドイツ7位（30.9%）、カナダ28位（20.6%）、イギリス36位（17.9%）、アメリカ合衆国49位（14.0%）、フランス59位（10.9%）、イタリア69位（9.8%）、ロシア85位（7.6%）、日本87位（7.3%）である。

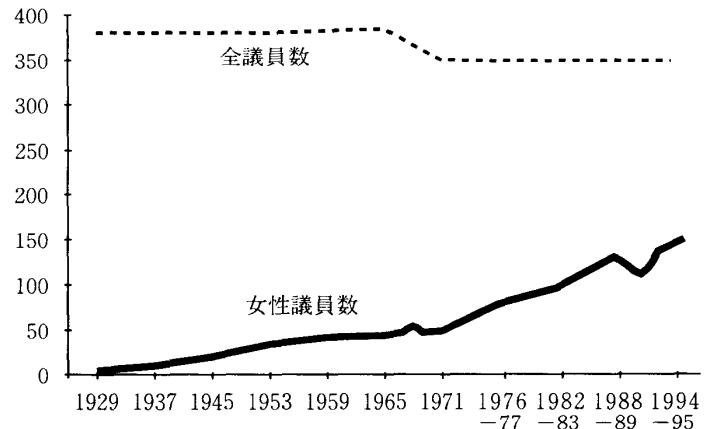
### 3 スウェーデンの場合

スウェーデンにおける女性議員数の推移は表2の通りである。1922年に初めて5名の女性が国会議員になった。当時はまだ二院制であり、第一院議員1名、第二院議員4名だった。女性議員の割合が高まるまでには長期間を要した。女性議員の割合は、1942年には両院を合わせた議員全体の5.2%、1972年でも14.4%であった。その後、1994年の選挙で349議席中144議席（42.1%）、1998年の選挙では349議席中149議席（42.7%）が、それぞれ女性になった<sup>(4)</sup>。

表2 女性議員数の推移（スウェーデン）

年	女性議員数	全議員数
1929	4	380
1933	6	380
1937	10	380
1941	18	380
1945	20	380
1949	28	380
1953	34	380
1957	39	381
1959	42	382
1961	43	383
1965	44	384
1969	53	384
1971	49	350
1974	74	350
1976-77	79	349
1979-80	92	349
1982-83	96	349
1985-86	108	349
1988-89	130	349
1991-92	115	349
1994-95	141	349
1998-99	151	349

注) 1976-77以降は会期



(出典) ハデニウス(岡沢監訳)『スウェーデン現代政治史』早大出版部、34頁

スウェーデンの場合、育児と職業を両立できる制度的装置が整備されている。女性の社会参加が進み、女性議員が増え、女性立法が促進されて、いよいよ女性の社会参加が進む。社会参加を通じて制度的不備に気づき、それを意思決定の中枢に伝えるために女性議員が以前にもまして増加し、女性環境がさらに整備される<sup>(5)</sup>。

ただし、スウェーデンの女性の社会進出にも限界がある<sup>(6)</sup>。スウェーデン女性の社会進出（約80%）も半分はパートである。それに進出は量とともに質も考慮しなければならない。しかし実

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口 裕司）

際は質的水準は問われない。女性の社会進出は大きく偏向しており、特に公的福祉部門への進出が顕著である。確かにクオータ制（1988年導入）で政治への進出は目立つ。地方議会への進出も20～40%である。男女平等法（1980年）もあり、平等オブズマン制度もある。だが政治分野以外への進出は激減する。文化分野23%、メディア15%、中央行政11%など。また経済、金融、産業界の大手で女性のトップは皆無である。ちなみに大学教授となると96%が男性である。たとえば、ルンド大学の場合113人の教授中女性は11人である（他大学も同じ程度）。女性教授は言語、心理学、文学、歴史、社会学などの分野に偏向している。政府は2008年までに大学教授の25%を女性にする目標を設定している。

### 4 フランスの場合

2001年3月のフランスの地方議会選挙で「候補者男女同数法」が初めて施行された。

この法律は、選挙の各党候補者を男女同数にすることを義務づけている。2000年5月に成立した。対象は、比例代表制の市町村議会、地域圏議会、上院（元老院）の一部、欧州議会と小選挙区制の下院（国民議会）。上院選と欧州議会選の名簿には男女を交互に載せなければならない。地方選では名簿上位から6名ずつを一区切りとし、それぞれ男女を3名ずつ入れればよい。しかし県議会には適用されないほか、人口が3,500名未満の町も対象外であることから、不十分という批判もある<sup>(7)</sup>。

選挙の結果、同法の適用対象となった人口3,500名以上の自治体の議会では女性の占める比率が改選前の22%から47.5%に増加した。北欧諸国などでも一定以上の候補者を女性とする規定はあるが、「同数」を明記したのはフランスが世界初である。今後、名簿記載の順位規定をさらに厳格にした「男女交互記載（シャバダバダ）方式」が採用される比例代表制の上院選での効果も期待される<sup>(8)</sup>。

## III 日本の女性政治家の課題

### 1 意識調査におけるジェンダー・ギャップ

そもそも女性は男性に比べて政治観はどの程度異なるのだろうか。つまり女性の政治に対する態度や考え方や行動が性差を浮き彫りにしているのかどうか。その意味でのジェンダー・ギャップとはいかなるものだろうか。

ある意識調査の結果、女性の政治的態度や行動について次のようにまとめることができる<sup>(9)</sup>。

- ① 女性は男性よりも投票する割合が比較的高い傾向にある。
- ② 政治や社会のことに対する関心があまり高くない。
- ③ 政治的・社会的活動の度合いが低い。
- ④ 政治や社会のことについての知識や情報が少ない。

- ⑤ 各種世論調査等において「DK」あるいは「NA」が多い。
- ⑥ 爭点意識に関しては、女性は「物価」「福祉」「教育」など、日常生活に密接に関連する問題や、「食品公害」「緑の破壊」「戦争」など、子供や生命にかかわる問題に極めて敏感に反応する。
- ⑦ 今日、日本の政治状況において「支持政党なし」層は第一党の自民党の支持率について3割前後になっており、日本の政治の動向を左右する重要な存在になっているといわれるが、その大半を占めるのが若者に加えて女性の有権者であること。
- ⑧ 女性は、家族を中心としたパーソナル・コミュニケーションを通じて政治に関する知識や情報を求めることが多いこと。
- ⑨ 選挙での投票において、女性は候補者の「人柄」や「ムード」に男性よりも左右されやすい傾向があること。
- ⑩ 政治的有効感が低いのではないかということ。女性をめぐる諸問題、あるいは女性の重視する現実的な生活の実感を代弁しそれを政策によりよく反映させてくれるような政治家、あるいは政治状況があまり期待できないのではないかということ。またその結果、政治や選挙に対する信頼感が男性より低いのではないかということ。

これらの結果は日本で女性政治家が少ないと部分的には関連しているように思われる。次に女性が政治と積極的に関わる（政治家を目指す）場合の障害について考えてみたい。

## 2 女性が政治家への道を敬遠する要因<sup>(10)</sup>

### ① 政治文化

女性の政治参加に関して、人々が共有している価値観の問題。たとえば、女性が政治過程に参入することで生じる男女間のあつれき、幼い子供を持ちながらキャリアを求める女性への否定的態度、女性が議員になってから遭遇するステレオタイプな男女役割二元論、である。西欧諸国でも、カトリック系人口が多い国の女性議員の比率が低く、また左派政党に比べ保守政党の女性議員比率が低いのは、そのような価値観を育む政治的社会化のあり方に要因がある。

岡澤憲美の見解では、このカテゴリーに入るのが「男性の無理解ハードル」である<sup>(11)</sup>。これは多くの場合、伝統的な「男の甲斐性」「世間体プレッシャー」を背景にしている。性役割二元論の伝統は、次第に希薄になりつつあるが、日本ではまだそれが継承されているようだ。

### ② 女性のライフスタイル

妊娠、育児、更年期など多くの女性が体験する状況的要因。女性に限らず、ある意味でリスクの高い政治家という職業を人生の選択肢として位置づけることは容易でない。まして妊娠、育児という女性が重要な役割を果たしてきた出来事に真摯な態度で向き合おうとするならなおさらである。

岡澤によれば、このカテゴリーに入る「女性の社会参加を阻止するハードル」として、結婚

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口 裕司）

ハードル、出産ハードル、育児ハードル、高齢者介護ハードルがある<sup>(12)</sup>。日本では結婚・出産・育児ハードルが高い。この時期における女性の就職率は他の時期と比較して格段に低下する。どの年齢層でも就職率が高いスウェーデンなどとは好対照である。また高齢者介護を理由に離職する女性が多い。これは高齢者・病人介護が女性の仕事になっている家庭が多いことを示すものだ。夫の親が寝たきりになった場合女性がキャリアを中断することも多い。

ちなみに、スウェーデンにおける女性環境の整備水準は高い。結婚・出産・育児・高齢者介護のハードルは、ほぼクリアされている。結婚でキャリアを中断させないための装置としては、姓の継続・選択制度、同棲法、離婚自己決定権の制度化。出産でキャリアを中断させないための装置として、妊娠中の部署移動申告制度、所得補償の出産・育児休暇制度、出産・中絶自己決定権。育児でキャリアを中断させない装置として、児童看護休暇制度、幼児を持つ親の労働時間選択制度、保育所の整備。介護負担でキャリアを中断させないための装置として、近しい人を介護する介護休暇制度。これらによって女性が社会参加するまでのハードルがスウェーデンでクリアされている<sup>(13)</sup>。

### ③ 男女間の経済社会的格差

教育、職業における構造的な男女格差の問題。議員のリクルートメントの最初の段階で政治家向きかどうかの資質の有無を判別される。西欧諸国の議員は、高学歴であること、弁護士、行政官、実業家、労働組合経験者、ジャーナリスト、教師、医者などの職業出身者が多い。西欧では、大学進学率の男女格差は解消されつつあるが、こうした政治家予備職で十分な収入を確保し、指導的役割を果たしているのは男性である。

### ④ 制度的問題

第一に、議員候補者となる人材を確保している政党、地方議会、地方政府、圧力団体などの政治組織や機関において、女性の占める割合が少ないと。たとえば、イギリス保守党では、男女の党員比率が52対48であるのに、全国レベルの最上位組織の男女比は80対20である。また多くの国では、地方議会や地方政府を見ると、国政レベルよりも女性政治家の比率がやや低い。

第二に、選挙制度に関わる問題である。一般に、比例代表制の方が小選挙区制に比べて、女性議員の比率が高い。比例代表制の眼目のひとつは、選挙区内の有権者の勢力分布を政党代表を通じて議会に反映させること。したがって一選挙区当たりの議席定数を多くすることで、より多元的な議員構成が可能になると想定される。有権者の多様化が著しい今日、比例代表制で、少数派の利益をめぐる政党間競争が激化し、女性の利益に対する各政党の関心は高まり、逆に女性候補者に対する有権者の抵抗感は低下する。また一選挙区当たりの議席定数が少ない場合には、それだけ政党の候補者数も絞られ、経験的に見て、どうしても女性候補者の選定可能性が低下する。

たとえば、日本の例でいえば、戦後初の総選挙では39人の女性議員が当選した。女性の投票

率が男性より11.5%も低かったのにこのような結果が出たのは、選挙制度が大選挙区・制限連記投票制だったからで、翌年の選挙で15人に激減したのは選挙制度が中選挙区制・単記投票制に変わったからという事実がある<sup>(14)</sup>。

### 3 クオータ制の導入とその条件

女性政治家の少なさを改善するには様々な方法が考えられる。選挙制度では小選挙区制より比例代表制が女性に有利だった。しかし即効性のある方法としては、女性に一定数の議席を割り当てるクオータ制がある。これには二つの方法があり、一つは議席を直接女性に与えるものである。もう一つは政党が候補者の何割かを女性に割り当てる方法で、自主的に選挙に出馬する女性を増やし、その結果として女性議員を増やす方法である。この手法で女性議員を増やした例として、北欧諸国、イギリス労働党、ドイツ緑の党、そして前述のフランスの男女同数法などがある。

しかしこうした諸国もクオータ制の導入は決して容易ではなかった。ではどのような条件があれば導入が可能となるのだろうか。それには二つのものがある<sup>(15)</sup>。

第一に、北欧の場合、政党内の女性グループの要求や社会全体としての女性の要求がクオータ制導入の背景にある。スウェーデンでは、1960年以降、女性の政治的関心の向上、デモや反対運動などを通じた積極的な政治参加、さらに政党内女性組織の活躍で、1970年代には自由党、社会民主党などがクオータ制を導入するに至った。他方、社会全体としての女性の運動が展開されていない国では、政党内の女性の要求でクオータ制が導入されても、効力の弱い名目的なものになる可能性が高い。たとえば、1970年代～80年代に、フランスの社会党がクオータ制を採用した時、クオータを実際の女性候補の割合より低く設定した例がある。

第二に、政党間競争がある。ドイツの社会民主党は、1988年からクオータ制を採用している。その背景には、1985年に幹部、候補、および議席の半分を女性に確保することを党則に明記した緑の党が、社会民主党の支持層である若い女性の間で得票数をのばしたことがあった<sup>(16)</sup>。これは「伝染」効果ともいえ、これを招来するには、クオータ制を導入した政党が得票数をめざましく伸ばし、他の政党に脅威を与えることが必要である。日本では日本新党が、政党として初めて党役員の20%を女性とするクオータ制を採用したが伝染効果はなかった。党自体が短命であり、他党が日本新党に脅威を感じなかつたからでもある。

ドイツの緑の党の議員団団長は女性議員の50年を振り返る特別討議で「女性議員の数を増やす上で緑の党が果たした役割は大きい」と述べた。早々に50%のクオータ制を導入して政治上の平等を目指す女性の意志を強く表明した緑の党の功績は大きい。同党は当初、党首などの役員を置かず、スポークスマン制度をとっていた。比例代表制のリストは男女が交互に並び、完全に男女平等、しかもトップは男性ではなく女性である。緑の党が原則的に50%のクオータ制を採用したのは「男性は決して自発的に権力を手放そうとしないから、こうでもしないと、女性差別は永久になくならない」という考え方があった。クオータ制は逆差別だと批判する人たちに対して、

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口裕司）

議員団団長は「クオータ制は女性を優遇する措置でなく、長年不当に低い地位に置かれてきた女性を引き上げる正当な措置である」と反論した。しかし緑の党は議会の少数派であった。この党に続く社会民主党のクオータ制の導入はより大きな社会的影響をもたらした<sup>(17)</sup>。

### 4 女性候補者支援組織<sup>(18)</sup>

政党以外で女性議員を増やす活動をしている団体がある。その先駆け的存在は、生活クラブ生協である。この組織は、1965年に東京都世田谷区の牛乳共同購入グループを母体として発足し、68年に生協として認可され、89年には、13都道県にまたがる生活クラブ生協連合会に発展した。生協として直接的に選挙に参加することはできないので、生協は都道県の行政区ごとに、東京都では「グループ生活者」「生活者ネットワーク」、神奈川県では「ネットワーク」という名称の政治団体を結成する。そしてたとえば、1995年の統一地方選挙では、13都道県で110名の候補者を立てて92名を当選させた。

1990年代になると、生活クラブ生協を母体とする「ネットワーク」以外に、女性候補者をリクルートする新しい団体の結成が相次いだ。これらの団体は類型上三つに分類できる。①女性議員増加の運動の全国的なフォーラムとして機能する団体、②実際に女性議員候補者の研修を行う団体、③女性候補者に資金援助を行う団体、である。

①に該当する団体には「全国フェミニスト議員連盟」（1992年結成）がある。②としては「女性を議会へ バックアップスクール」（1995年結成）、「市川房枝記念会政治参画センター」（1994年結成）、「女性のための政治スクール」（1993年開講）、「民主党『女性のための政治大学』」（1999年結成）。③としては「民主党女性支援基金」（1999年設置）、「W I N W I N (Women In New World, International Network)」（1999年結成）。W I N W I N副代表の下村満子は「政治が今日のようになってしまった理由は色々あるけれど、男性だけが政治の中核にいることが、その大きな原因のひとつではないか。男性に政治任せ、ぬくぬくとしていた女性にも責任の一部はある。（中略）人間には男と女があり、その両性で社会は成り立っている。その両性のバランスをもって社会、国、地球の運営にかかりわり、知慧を出し合って、男性にとっても女性にとっても幸せな社会を作っていくことこそが、最も健全な姿だと思う」と述べている<sup>(19)</sup>。

## IV 女性政治家の増加のメリット

では女性政治家が増えたらどのようなメリットが生まれるのだろうか。もしそうしたメリットが説得力を持っているなら、女性政治家を増やす運動にも弾みがつくだろう。

### 1 権威主義の衰退

北欧の経験でいえば、女性が議会へ進出するようになって議会の権威主義的な空気が消滅した

という指摘がある。しかしそれをどう立証するかは今後の研究課題であろう。また女性政治家の理解では、女性の進出によって家族政策、環境、平等問題、女性虐待、ポルノグラフィ、中絶問題などの政治課題が強調されるようになった。北欧五カ国すべてに、平等問題を扱う機関と機会均等オブズマンが存在している<sup>(20)</sup>。

## 2 等身大の政治

フランスの2001年3月の統一地方選の結果、人口3,500人以上の市町村議会議員の半数近くが女性になった（ほぼ倍増）。男女同数法の影響が出たのである。女性議員の多くはプロの政治家ではない。医者、教師、ボランティア、銀行員、主婦など。この法律で政界に進出してきたのは「女性」であると同時に、常識と生活感覚を持った「市民」ということもできる。政界はしばしば市民とかけ離れた理屈で動くが、大量の女性の進出で政治と市民が和解できる可能性がある。フランスでも料亭政治は盛んらしいが、「女性議員たちがみんなで、家族をほったらかして夜中にこそこそ集まるのはおかしいと言い出せば、そんな習慣は成り立たなくなり、政界の透明度も増す」かもしれない<sup>(21)</sup>。

## 3 腐敗・秘密主義・官僚主義の改善

アジアでも変化は起きている。各国の議員やNGOでつくる「アジア太平洋女性と政治センター」主催の「アジア太平洋女性と政治会議」に参加した女性学者は、「日本の立ち遅れに驚いた。会議では女性の政治参加の意義として、腐敗、秘密主義、官僚主義が改善される点があげられた」と指摘する<sup>(22)</sup>。

## 4 政治家の供給源の拡大・政府の正統性の保持・得意分野の相互補完

女性議員が増加しなければならない理由として三点があげられる<sup>(23)</sup>。

一つ目は有能な政治家の供給源が拡大されることである。政治に要求される種々の資質・才能の供給ベースは広い方がよい。であれば女性が公選職に選出されないのは、有能な公選公職者の供給ベースを半分に削ることに他ならない。

二つ目は政府の正統性を保障することである。女性、少数人種・民族集団などが著しく過少にしか代表されない政府は、たとえ民主的な構造を有し事実として民主的に運営されていようとも、十分な正統性を持ち得ない。この点に関しては、アメリカの政治学者R・ダールはその著『現代政治分析』において、「政治的人間」としての女性の政治的意識の向上が見られると述べる。政府の正統性が欠如しているから女性の運動が展開される<sup>(24)</sup>。

三つ目は政策選考の性差である。ある集団には特有の利害、もしくは争点への特定の選考・優先順位があり、それはその集団自身によってしか代表されえない。たとえばアメリカでは女性の候補者・公職者の政策選考は、女性有権者のそれに相似しているという。それらの争点は福祉・

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口 裕司）

教育・公民権などの女性が強い関心と利害を有するものばかりでなく、有害放送番組規制・銃器規制などがある。

### 5 女性の視点と感性の発揮

情報や経済のグローバル化の進展の一方、少子・高齢社会で、これから地域の大きなテーマはゴミ、介護、教育、医療など、より暮らしに密着したものになる。女性の視点や感性なくして解決策を探れない<sup>(25)</sup>。

安全保障についても次のように言うことができる。英國世論調査の数字を見てみると男女差が浮きぼりになる。アフガニスタンへの英米の攻撃に関する調査で、武力攻撃への支持が2週間前と比較して減った。女性は68%から51%へ、男性は80%から74%に減少した。女性の支持は激減した。またアフガンに援助物資を届けるために空爆を一時停止すべきかどうかに関する質問には、男性の停止賛成49%および反対40%、女性の賛成59%および反対19%だった。好戦的な男性と平和的な女性という図式が見え隠れする<sup>(26)</sup>。

## V おわりに

日本の女性の政治参加は、いまようやく始まったばかりである。しかし、女性政治家の活躍はいまの日本のどの政党よりもより大きな可能性を秘めている。それが一日も早く本格的に展開し大きな実りを収めることが期待される<sup>(27)</sup>。

さて、現在労働党党首ヘレン・クラークが首相であるニュージーランド。彼女は二人目の女性首相である。ニュージーランドは非常に男女平等な国であり、政界だけでなく、行政機関や民間企業でも、多くの女性が重要職に就き活躍している。もともとニュージーランドは、1893年に世界で初めて女性の参政権を実現した国である。同国で女性も男性も社会で同じように仕事をすることができるのは、様々な「社会的規制」によって、公正な競争が実現されるためのルールがしっかりと守られているからである。同国では合計特殊出生率が2.04%（1995年段階）であるという事が、ニュージーランドが仕事と家庭を両立しやすい国であることを、端的に物語つていよう。日本でも「残業なし」を原則とするような社会的規制の強化が必要ではないだろうか<sup>(28)</sup>。

今後の女性政治家を増やす道として、女性だけでなくもっと広い平等という視点も必要であろう。京田辺市議の次田のり子は次のように言う。「私は半年間にわたる男女共同政治参画セミナーを主催したときも、努めて朝鮮人差別や人権・識字などの課題を織りませた。そうすると自然に『女性（だけ）を議会に』という視点にはならず、男女平等の視点を確かにもった、女性と男性共同の取り組みとしての政治のあり方が明確となってくる。女性クオータ制や女性の議員を増やすことはもちろん大切だが、それだけで問題が解決するとは思えない。自立した市民意識をもった女性と男性が地域で声を出し、それを反映する議会をつくっていくことこそが、大切な

だ」<sup>(29)</sup>。市民意識を持った市民の登場が女性の政治参加にも不可欠だろう。

最後に、環境問題を抜本的に改善する方策として女性政治家の増加はその一助になるのではないか。これはエコフェミニズムと関連する。女性の視点とはたんに女性問題、性差別の領域のみに焦点を当てることではない。それだけでなく、環境破壊を押し進めてきた「男性中心」「効率優先」「利潤追求」型の社会経済、文化システム、開発のあり方を問い合わせし、女性、男性、老若を問わずまた将来世代をも含めた新しい知のパラダイム、オルタナティブな生き方、社会のあり方を示し、価値観の転換を促すことをめざしている<sup>(30)</sup>。

ジェンダー論からの批判を覚悟しつつ、現段階での女性の視点・感性は世直しのためには不可欠であろう。

## 【注】

- (1) 赤松良子監修・国際女性の地位協会編『女性の権利』岩波書店、1999年、72~73頁。
- (2) この論点については賀来健輔・丸山仁編著『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房、2000年を参照されたい。
- (3) 内閣府男女共同参画局 <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
- (4) スティーゲ・ハデニウス（岡沢憲美監訳）『スウェーデン現代政治史』早稲田大学出版部、2000年、33頁。
- (5) 岡沢憲美『生活大国へ』丸善、1993年、158頁。
- (6) 武田龍夫『福祉国家の闘い』中公新書、2001年、149~150頁。
- (7) 『朝日新聞』2001年3月8日
- (8) 『宮崎日日新聞』2001年3月28日
- (9) 青木泰子『世論民主主義－女性と政治－』早稲田大学出版部、1991年、77~79頁。
- (10) 吉野孝・今村浩・谷藤悦史編『誰が政治家になるのか』早稲田大学出版部、2001年、188~192頁。
- (11) 岡沢憲美、前掲書、166~167頁。
- (12) 同書、162~167頁。
- (13) 同書、171~174頁。
- (14) 佐竹寛『参加民主主義の思想と実践』中央大学出版部、1993年、271頁。
- (15) 賀来健輔・丸山仁編著、前掲書、108~110頁。
- (16) クライン孝子『お人好しの日本人・したたかなドイツ人』海竜社、2001年、207~208頁。
- (17) 河合節子・野口薰・山下公子編『ドイツ女性の歩み』三修社、2001年、32~33頁。
- (18) 吉野孝・今村浩・谷藤悦史編、前掲書、152~153,172~176頁。
- (19) 筑紫哲也編『<政治参加>する7つの方法』講談社現代新書、2001年、222頁。なお、2001

## 日本における女性政治家の現状と課題（山口裕司）

年11月1日、憲政記念館でWINWIN第1回のシンポジウムが開催された。WINWINが推薦して当選した現職国會議員（鎌田さゆり、水島広子、田嶋陽子、有村治子）、同年7月29日の参院選で推薦した候補者（上田恵子、黒岩秩子、幸田シャーミン、吉川まゆみ）、そして参院議員で政治スクールの主宰者円より子をパネリストに迎え、「女性議員が増えれば社会が変わる」というテーマで行われた。筆者も参加したが、下村は最後に「人類の半分は女性であり、発信する権利を持つのが女性である。女性議員を増やすことは人類にとって壮大な実験である」と述べた。筆者もそれはひとつの「実験」であろうと考える。

- (20) オロフ・ペタション（岡沢憲英監訳）『北欧の政治』早稲田大学出版部、1998年、181～182頁。
- (21) 『朝日新聞』2001年4月3日
- (22) 『朝日新聞』1997年9月20日
- (23) 吉野孝・今村浩・谷藤悦史編、前掲書、164～167頁。
- (24) R・A・ダール（高畠通敏訳）『現代政治分析』岩波書店、1999年、153～156頁。なお、女性の政治的過少代表という視点から現実の民主主義国家の問題性を整理しているのは、御巫由美子『女性と政治』新評論、1999年、81～109頁。
- (25) 『毎日新聞』2001年5月2日
- (26) 『朝日新聞』2001年11月3日
- (27) 高畠通敏『生活者の政治学』三一新書、1993年、163頁。
- (28) 和田明子『ニュージーランドの市民と政治』明石書店、2000年、31～32頁。
- (29) 地方議員政策研究会『地方から政治を変える』コモンズ、1998年、166頁。
- (30) 長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣、2001年、39頁。